

第 104 回国際課税委員会・第 87 回あるべき税制委員会合同会議議事録（文責森信）

平成 29 年 10 月 30 日、青山先生から「OECD の ICAP(国際コンプライアンス保証プログラム)について」と題する講義をいただき、皆さんで議論しました。(資料別添)

講演の概要は以下のとおり。

・ICAP とは、国際コンプライアンス保証プログラムのことで、OECD 税務長官会合 (FTA) で試行が決定された。税の安定性と保証を提供するという目的の下で多国籍企業と各国の税務当局との連携である。

・企業側の提出する国別報告書等に基づき ICAP が税務弘報リスクの測定を行い、より目標を絞った税務調査が行われ、大規模多国籍企業にとっての税の安定性が拡大するというスキームである。

・当事者にとっては、国別報告書情報のターゲットを絞った活用が行われ、当局との同時交渉も可能になり、多国間での税の安定に向けた迅速で明確なルートとなりコンプライアンスコストが下がるなどのメリットがある。

・当面は、豪・加・伊・オランダ・英国・米国・スペインの 7 か国が ICAP パイロットを実施する。日本はオブザーバ参加である。

・もともと米国で IRS が行っている CAP を基に構想されたもの。

・リスク分析は共有されるが、基本的には各国の税務当局が企業と話し合うことになる。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。